

豊中市保育所設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に定める保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続きについて、必要な事項を定める。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定に基づく認可申請については、保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(設置の届出及び認可申請の要件)

第3条 前条の認可申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- 一 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 二 夜間保育所を設置しようとするときは、第1号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 三 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号から前号までの要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 四 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(休廃止の届出及び申請)

第4条 法第35条第7項の規定に基づく承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）に必要書類を添付し、市長に提出することにより行う。

(変更の届出等)

第5条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第5項及び第6項の規定に基づく変更の届出は、保育所変更届出書（様式第3-1号）に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届

出を行うものとする。

3 設置者の変更をしようとするときは、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2-1号）及び保育所設置認可申請書（様式第1-1号）に以下の書類を加えた必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。

(1) 資産移転計画明細書（様式第4号）

(2) 資産移転結果明細書（様式第5号）（ただし、本書類は認可後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。）

(3) 設置者変更合意書（様式第6号）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

年 月 日

豊 中 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉法第35条第4項の規定により、保育所を下記のとおり設置したいので、別添保育所設置計画書を添えて申請します。

記

1. 施 設 名
2. 所 在 地
3. 定 員
4. 事業開始予定日

(添付書類)

※ 設置主体の変更の場合

引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳

年 月 日

豊 中 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

保 育 所 (休 止 ・ 廃 止) 申 請 書

年 月 日付け 第 号により認可された保育所を(廃止・休止)したいので、児童福祉法第35条第12項により申請します。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. (休止期間・廃止予定日)
4. (休止・廃止)理由

(添付書類)

- ① 財産の処分方法(廃止の場合のみ)
- ② 引継ぎ確認書(写)、贈与契約書(写)、財産目録及び備品台帳(設置主体の変更のみ)

年 月 日

豊 中 市 長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

保 育 所 変 更 届 出 書

児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

施設の名称		
施設の所在地		
変更事項 (該当事項に○をつけること)	変更内容	
	(変更前)	(変更後)
1 建物、施設の所在地		
2 建物の設備、図面		
3 施設の名称		
4 法人の名称、所在地		
5 法人代表者の氏名		
6 定款又は寄付行為及び登記事項証明書		
7 認可定員		
8 施設長の氏名		
9 運営規程		
変更年月日		
変更理由		

※ 変更の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号(第5条関係) 資産移転計画明細書

資産・負債の内訳	経理区分・使途	財源	金額(千円)
<p>I 資産の部</p> <p>1. 流動資産</p> <p>現金預金</p> <p>現金 現金手許有高</p> <p>普通預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>当座預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>未収金</p> <p>-----流動資産合計-----</p> <p>2. 固定資産</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 所在○○ 家屋番号○○の○○</p> <p>車輛</p> <p>工具器具備品</p> <p>無形固定資産</p> <p>電話加入権</p> <p>ソフトウェア</p> <p>投資その他の固定資産</p> <p>○○特定預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----固定資産合計-----</p> <p>-----資産合計-----</p>	<p>○○保育園 運営費</p> <p>法人事務費分</p> <p>○○保育園</p> <p>法人 出資金</p>	<p>○○保育園</p> <p>○○銀行借入 ○○氏贈与分</p> <p>○○保育園</p> <p>○○氏持分 △△氏持分</p>	
<p>II 負債の部</p> <p>1. 流動負債</p> <p>短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----流動負債合計-----</p> <p>2. 固定負債</p> <p>長期借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----固定負債合計-----</p> <p>-----負債合計-----</p>	<p>○○保育園 運営費</p> <p>法人事務費分</p> <p>○○保育園 改修費</p>	<p>○○保育園運営費</p> <p>法人本部</p> <p>○○保育園運営費</p>	
差引純資産			

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第5号(第5条関係) 資産移転結果明細書

資産・負債の内訳	経理区分・使途	財源	金額(千円)
<p>I 資産の部</p> <p>1. 流動資産</p> <p>現金預金</p> <p>現金 現金手許有高</p> <p>普通預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>当座預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>未収金</p> <p>-----流動資産合計-----</p> <p>2. 固定資産</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 所在○○ 家屋番号○○の○○</p> <p>車輛</p> <p>工具器具備品</p> <p>無形固定資産</p> <p>電話加入権</p> <p>ソフトウェア</p> <p>投資その他の固定資産</p> <p>○○特定預金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----固定資産合計-----</p> <p>-----資産合計-----</p>	<p>○○保育園 運営費</p> <p>法人事務費分</p> <p>○○保育園</p> <p>法人 出資金</p>	<p>○○保育園</p> <p>○○銀行借入 ○○氏贈与分</p> <p>○○保育園</p> <p>○○氏持分 △△氏持分</p>	
<p>II 負債の部</p> <p>1. 流動負債</p> <p>短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>短期運営費借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----流動負債合計-----</p> <p>2. 固定負債</p> <p>長期借入金 ○○銀行 ○○支店</p> <p>-----固定負債合計-----</p> <p>-----負債合計-----</p>	<p>○○保育園 運営費</p> <p>法人事務費分</p> <p>○○保育園 改修費</p>	<p>○○保育園運営費</p> <p>法人本部</p> <p>○○保育園運営費</p>	
<p>差引純資産</p>			

※財源欄について、資産については贈与・移転元を記載し、負債については、償還財源を記載すること。

様式第6号(第5条関係)

設置者変更合意書

年 月 日

豊 中 市 長 様

(変更前の設置者)

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

(変更後の設置者)

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

保育所の設置者の変更を実施するにあたり、資産移転計画明細書をもとに資産の移転を行い、設置者の変更について合意しましたので、書類を提出します。

記

施設名称	
施設所在地	豊中市
施設長予定者氏名	
設置者変更予定年月日	年 月 日
設置者変更理由	

保育所(設置・変更)計画書

1. 施設名

2. 設置主体

3. 経営主体

4. 種別 保育所

5. 所在地 (郵便番号 ー)
市 町 番地
小学校区名 小学校区
最寄駅 線 駅
電話番号 () FAX番号 ()

6. 定員

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員内訳							
入所(予定)児童数							

7. 建物その他設備の規模及び構造並びに図面

(1)敷地 m^2 (自己所有地 m^2 、借地 m^2)

(2)建面積 m^2 (延面積 m^2)

(3)屋外遊戯場 m^2 (敷地内 m^2 、敷地外 m^2)

(4)建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 造 階(地上 階、地下 階)

イ. 各室の状況 (別紙Ⅰのとおり)

(5)施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注1 平面図に室名、面積、利用人員を記入すること。

※注2 配置図に屋外遊戯場の範囲、面積を記入すること。

8. 事業開始・変更予定日

年 月 日

9. 経営の責任者(理事、監事等)一覧表及び履歴書 (別紙Ⅱのとおり)

10. 施設職員の履歴書及び保育士証の写し (別紙Ⅲのとおり)

11. 法人等設立状況(法人又は団体のみ)

(1) 定款、寄付行為その他の規約

(2) 設立証拠書類又は登記簿謄本

(添付書類)

1. 各室面積表(別紙Ⅰ)
2. 経営者(理事、監事等)一覧表(別紙Ⅱ)
3. 経営者(理事、監事等)履歴書
4. 職員名簿(別紙Ⅲ)
5. 職員履歴書、職員の資格を証明する資料(写)、所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書(控)の写し(ただし、最低基準外非常勤職員については不要)、嘱託医・嘱託歯科医の資格を証明する資料(契約書や就任承諾書、免許証の写し等)
6. 収支予算書(事業開始年度)
7. 定款、寄付行為その他の規約(運営規程)
8. 保育所保育指針に基づく全体的な計画
9. 法人等設立証拠書類(写)又は登記簿謄本(写)
10. 児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅳ)
11. 豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅴ)
12. 配置職員ローテーション表(別紙Ⅵ)
13. 組織計画書(別紙Ⅶ)
14. 組織図
15. 研修計画書(別紙Ⅷ)
16. 児童の安全確保計画書(別紙Ⅸ)
17. 保険加入証等(写)
18. 通園バスを運行する場合には、通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降児童数を示したもの)、通園バスに備える子どもの見落としを防止する装置の機能が確認できる資料、通園バスの運行に関するマニュアル等
19. 最寄駅からの図、施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図
20. 土地・建物の登記簿謄本、建築確認申請書(写)及び検査済証(写)、ただし、検査済証(写)の交付が無い場合は、「既存建築物の増築等における法的性の確認取扱要領(大阪府内建築行政連絡協議会 平成18年5月31日制定)により豊中市が適正な内容として確認を行った既存建築物状況報告書(写)
21. 不動産の貸与を受ける場合には、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)
22. 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書(写)
23. 敷地外の屋外遊戯場を利用する場合には、「豊中市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際のガイドライン」に基づく、屋外遊戯場の付近代替地の利用についての報告書及び保育所と付近代替地の位置図

社会福祉法人及び学校法人以外の者24、25、26についても添付

※社会福祉法人以外の者で不動産の貸与を受ける場合は21も添付

24. ア及びイ 又は ウ

- ア 施設長が、保育所又は保育所以外の児童福祉施設若しくは幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者である証明書、若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの。
 - イ 運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)の構成、権限及び役割を明らかにする書類
 - ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むことを証明するもの。
25. 設置前3か年の会計年度における、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)
 26. 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)
 27. 賃借料の財源とは別に、①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)

(別表)様式第3-1号の添付書類一覧

	変更事項	添付書類
1	建物、施設の所在地(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※2) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③最寄駅からの図 ④施設全体の付近見取図 ⑤配置図、平面図、立面図、写真 ⑥土地の登記簿謄本 ⑦建物の登記簿謄本 ⑧建築確認申請書(写) ⑨検査済証(写) ⑩住居表示変更通知書(写)(施設の所在地が変わる場合のみ) ⑪無償の貸与若しくは使用許可を受けることを証明する書面(写)又は賃貸借契約書(写)(※3) ⑫運営規程(※4)
2	建物の設備・図面(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※2) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③配置図、平面図
3	施設の名称(※1)	①運営規程(※5) ②寄附行為(※5)
4	法人の名称、所在地	①運営規程(※4) ②定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※6)
5	法人代表者の氏名	①法人代表者の履歴書(写)
7	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	①定款又は寄附行為及び登記事項証明書(※6)
8	認可定員(※1)	①保育所(設置・変更)計画書(※2) ②各室面積表(別紙Ⅰ) ③職員名簿(別紙Ⅲ)(※7) ④職員の履歴書(写)及び資格を証明する資料(写)(※8) ⑤配置職員ローテーション表(別紙Ⅵ) ⑥平面図
12	施設長の氏名	①施設長の履歴書(写)
13	運営規程	①運営規程(※5)

※1 書類の提出までに市と事前協議を行うこと。

※2 「1. 施設名」から「8. 事業開始・変更予定日」までを記入。

※3 不動産の貸与を受ける場合のみ。

※4 変更がある場合のみ。運営規程は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※5 変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※6 変更がある書類のみ。定款又は寄附行為は変更内容が分かるもの(新旧対照表など)を添付。

※7 非常勤職員を職員配置基準の対象とする場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控え(写)及び常勤換算したときの計算内容が分かる書類を添付。

※8 申請時又は認可定員に係る前回変更届出時から新たに採用した職員のみ添付。

(別紙 I) 各室面積表

室名	既設部分				対象児童一人あたり (m^2)
	構造	階数 (階)	人数 (人)	面積 (m^2)	
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
保育室 才					
乳児室					
ほふく室					
乳児・ほふく室					
調乳室					
沐浴室					
遊戯室			-		
調理室			-		
休憩室			-		
医務室			-		
事務室			-		
便所					
その他					
計					

(注) 保育室、乳児室、ほふく室については、1室~~づ~~つ記入すること。
 太枠内に箇所数を記入すること。
 「計」欄は延面積と一致すること。

(別紙Ⅱ) 経営者一覧表

年 月 日現在

	職名	氏名	年齢	職業	住所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(別紙Ⅲ) 職員名簿

年 月 日現在

	職名	氏名	年齢	資格の種類	常勤・非常勤の別	1か月の勤務時間 (非常勤のみ)	備考
1	施設長						
2	主任保育士						
3	保育士						
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※1 施設長の備考欄には、就業規則に基づく常勤の1ヶ月の勤務時間数を記入すること。

※2 職員配置の特例について、適用しているものにチェックを入れること。(職名には、活用する「幼稚園教諭」や「子育て支援員」等を記載)

保健師、看護師、准看護師の活用(附則3)

朝夕の職員配置の要件緩和(附則4)

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用(附則5)

市長が認める者の活用(必要職員数を超えて配置する場合のみ)(附則6)

※3 採用予定の職員も記入すること。

※4 委託や派遣による職員についても記入し、職名は「調理員(委託)」等と記入すること。

※5 嘱託医及び嘱託歯科医についても記入し、嘱託医の職名は「嘱託医(内科)」等と記入すること。

※6 職員配置基準の対象となる非常勤職員及び特例を適用して配置する職員がいる場合には、「備考」欄に「配置基準対象」と記入し、非常勤職員の場合は、所定労働時間等が明記された非常勤職員雇用通知書の控えの写し(職員配置基準の対象となる職員のみ)を添付すること。

(別紙IV)

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

児童福祉法第35条第5項第4号イからルの規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第35条第5項第4号

次のいずれにも該当するものでないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(様式V)

豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者に該当しない旨の誓約書

年 月 日

豊中市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者職・氏名

豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、保育所の認可を申請するに際して、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号に規定する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、豊中市保育所設置認可等要綱第3条第5号の要件の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府豊中警察署又は大阪府豊中南警察署に提供されることに同意します。

<参考>

○豊中市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

○豊中市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等(条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。)に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(別紙VI)

配置職員ローテーション表

施設名称

【保育所用】

		認可定員数	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時				
児童時間帯別入所数(人)	0歳児																	職員の勤務時間 (左:勤務時間) (右:実働時間)		
	1歳児																			
	2歳児																			
	3歳児																			
	4歳児																			
	5歳児																			
計																				
必要保育士数(人)																				
配置職員	保育配置対象	職種	(保有資格)															～		
																			～	
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
		保育士	1															～		
		市長が認める者(子育て支援員)	2															～		
		計																～		
配置職員	保育配置基準対象外																	～		
																			～	
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～
																				～

<記載上の注意事項>
 ※配置職員欄には雇用している全ての職員を記載してください。なお、全職員が出勤する日を記載するのではなく、シフトによる休日を踏まえて記載してください。

(別紙Ⅶ) 組織計画書

(保育所の保育、教育及び子育て支援の連携の考え方)

(全職員の配置計画)

(組織計画に当たって留意した事項)

※ 組織図を添付すること。

(別紙Ⅷ) 研修計画書

	研修(名称・内容)	対象者	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

研修の機会を確保するために配慮する事項

--

(別紙IX) 児童の安全確保計画書

(児童の安全確保の考え方)
(施設及び設備の安全点検(散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含む))
(児童への安全指導)
(安全に関する職員の研修及び訓練)
(自動車利用時の安全対策(園外活動等での利用を含む))
(その他)

通園バスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	3歳未満児の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---	-------------	---

※ 以下の書類を添付すること。((2)～(4)は、通園バスを運行する場合のみ)

- (1) 保険加入証等の写し
- (2) 通園バスの運行経路図(乗降場所及び乗降児童数を示したもの)
- (3) 通園バスに備える子どもの見落としを防止する装置の機能が確認できる書類
- (4) 通園バスの運行に関するマニュアル等